

平成16年6月 9日決定  
平成17年6月24日改定  
平成20年6月 6日改定  
独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議

独立行政法人水資源機構に係る中期目標期間  
及び年度計画の個別項目ごとの業務実績評価の進め方について

独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議における独立行政法人水資源機構に係る中期目標期間及び年度計画の業務実績評価の進め方については、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（国土交通省独立行政法人評価委員会：平成18年3月9日）」の評価基準を適用し、以下によることとする。

1. 第1期中期目標期間にかかる業務実績評価及びその中期計画にかかる各年度毎の業務実績評価については、全体を25項目に細分し、各項目毎の評価を行うものとする。項目の分類案は別添のとおりとし、第2期中期目標期間においては必要に応じて見直しを行うものとする。
2. 各項目毎の評点や自主改善努力の評価については、一同に会しての合同会議において決定するが、それに先立ち水資源機構は各委員に対し業務実績報告について十分な事前説明を行うものとする。
3. 各委員は、合同会議における審議の効率化のため、業務実績報告を水資源機構より受けた後、各評価に関する意見があれば事前に事務局に提出するものとする。